

店頭外国為替証拠金取引(ひまわり FX)に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)
※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- また、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことが出来ることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しております。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル) 〕

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・ 法人のお客様の場合
- ・ 個人のお客様で、当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・ 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

— ひまわり FX —

店頭外国為替証拠金取引説明書

(個人のお客様用)

店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）をはじめるにあたっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある半面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

第 1 章 リスクについて

| | |
|--------------------------|---|
| 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について | 4 |
| 店頭外国為替証拠金取引における主なリスク | 5 |

第 2 章 お取引について

| | |
|-----------------------|----|
| ひまわり FX 取引ルール | 8 |
| 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて | 15 |
| 本人確認書類およびマイナンバーの提出 | 18 |
| 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項 | 18 |

第 3 章 その他

| | |
|------------------------|-------|
| 区分管理について | 21 |
| 当社の概要、苦情受付窓口、苦情処理・紛争解決 | 21・22 |
| 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語 | 22 |

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について法人顧客向けに説明します。

第1章 リスクについて

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。また、以下の重要事項についてもご確認願います。相場状況の急変により、売付価格と買付価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引が出来ない可能性があります。取引システム又は金融商品取引業者およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。取引手数料および口座開設・維持に係る手数料は無料です。※エコトレFXを利用する際には、別途投資顧問契約に基づく助言手数料が発生します。

お客様が、注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

平成28年7月16日現在

- ・株式会社外為オンライン（金融商品取引業）
- ・O C B C 証券（証券業）
- 監督官庁・シンガポール金融管理局

お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益及びスワップ損益を加算減算した金額は、その金額を株式会社三井住友銀行の金銭信託口座に入金し、当社の自己の資金と区分して管理しております。

当社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の5第7項第1号に規定する報告金融機関等にあたります。当社と取引を行うお客様は、同条第1項前段の規定により、「特定取引を行う者の届出書」を届け出ていただく必要があります。また、当社では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客様については、同法第10条の6第1項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられております。

当社「店頭外国為替証拠金取引」におけるお客様からのご注文は、為替市場及びカバー取引先等のレートを参考にして当社によって執行され、お客様と当社との契約上の取引（以下、「本取引」という。）を行います。なお、当社は、本取引により生じ得る当社の損失の減少を目的として、上記に掲げたカバー取引先との間でカバー取引を行っております。本取引については当社が全責任を負っており、カバー取引先とお客様との間には一切の契約関係はないため、カバー取引先が、本取引にかかるお客様からのご質問、ご照会に応じることはなく、本取引より生じ得る損失等についてお客様が直接カバー取引先に請求権を持つことはありませんので、ご承知おきください。

また、カバー取引先は、予告なく追加変更することがありますので、情報は、当社HP上にてご確認願います。

店頭外国為替証拠金取引における主なリスク

(1) 為替変動リスク

外国為替市場では、各国の経済環境、金利動向等により 24 時間常に為替レートが変動しております（土日・一部の休日を除く）。店頭外国為替証拠金取引は、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、値幅制限もなく短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託された証拠金の額を超える可能性もあります。

(2) レバレッジ効果リスク

店頭外国為替証拠金取引ではレバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。実際の投資した資金に比べて大きな取引が可能なため、大きな利益が期待できる反面、相場が思惑に反した場合には損失も大きくなります。マーケットがお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、当社の定めるロスカット値を割った時、自動的にすべてのポジションを成行注文にて決済いたします。証拠金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金をすべて失う、あるいは預託した資金を越えて損失を被る可能性も同時に存在します。

(3) 流動性リスク

マーケットの状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや、新たにポジションを保有することが困難となることがあります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際、週はじめのオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常の営業時間帯であってもマーケットの状況によっては、レートの提示が困難になる場合やスプレッドが広がり通常よりも取引条件が不利になることもあります。また、天変地異、政変、戦争、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下での特定の通貨の取引が困難または不可能となる可能性もあります。

(4) 金利変動リスク

店頭外国為替証拠金取引では、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われ、ロールオーバー時にポジションを保有している場合、スワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、2 通貨間金利差から算出され、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて、日々変化します。そのため、その時々の金利水準等によってスワップポイントの受払いの金額が変動します。

(5) 相対取引リスク

ひまわり FX はお客様と当社との相対取引であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット

等) とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。

(6) カバー取引リスク

ひまわり FX では、お客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行いますが、カバー先においてカバー取引が出来ない状況になった場合、お客様の取引が出来ない場合や、制限される場合があります。

(7) ロスカットリスク

ひまわり FX では、自動ロスカット（ルール 21 自動ロスカット 参照）を設けています。下記の場合には執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を超える損失が生じる可能性もあります。

- ・ 相場状況が急変した場合
- ・ 土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合
- ・ メンテナンスの開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）
- ・ インターバンク市場において出合レートがない場合
- ・ クリスマスや年末年始等、インターバンク市場の流動性が低下している場合

なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。

(8) 逆指値注文リスク

ひまわり FX での逆指値注文は、下記の場合には注文した価格から大きく乖離して約定することがあります。

- ・ 相場状況が急変した場合
- ・ 土曜日の終値と月曜日の始値が乖離している場合
- ・ メンテナンスの開始前の価格と終了後の価格が乖離している場合（臨時メンテナンスを含む）
- ・ インターバンク市場において出合レートがない場合
- ・ クリスマスや年末年始等、インターバンク市場の流動性が低下している場合

また、逆指値注文は値幅制限がないことから必ずしも損失が想定した範囲であるとは限りません。

(9) 指値注文リスク

ひまわり FX での指値注文は、為替レートが急激に変動した場合や指値注文が市場の休日を越えて成立する場合（月曜日はオープンレート（午前 7 時）で成立となる。）、原則的に注文した価格で約定するため、約定時点のスポットレートより不利なレートで成立することがあります。

(10) スリッページリスク

ひまわり FX での取引注文では、注文時の提示レートと約定レートが変動することがあります。

す。

このとき、注文時の提示レートと乖離したレートで取引が成立することがあります。

※指値注文は注文した価格で約定しますので、スリッページは発生しません。

(11) 個人情報に関するリスク

ひまわり FX を利用するにあたり、使用するログイン ID・パスワード等の個人情報が窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することによりお客様が損失を被る可能性があります。

(12) 電子取引システムリスク

電子取引システムの場合、お客様および当社の通信機器故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等により、一時的または一定期間、お客様の取引が不可能になる場合があります。また、取引は出来ても配信されるレート・情報が誤配および遅配により、実勢とはかけ離れたレートでの約定、および約定されたものが取消される可能性があります。当該取引については当社の判断により対応させていただきます。

(13) 取引証拠金・スワップポイント・取引手数料の変更リスク

取引証拠金・スワップポイント・取引手数料はマーケットの状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更いたします。また、それに伴い資金の追加が必要になったり、ロスカット値が近くなったりする可能性もあります。

(14) 関連法規の変更リスク

店頭外国為替証拠金取引に係る関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

(15) エコトレ FX に関するリスク

エコトレ FX は、各売買システムがお客様に代わって取引を行います。各売買システムには、取引の条件があらかじめ決められており、そのルールに従って新規取引および決済取引が自動的に行われ、当該売買システムが発する売買シグナルに、お客様の意思が反映されることはありませんが、決済取引に限り、手動による決済取引（成行注文）を行うことができます。エコトレ FX は、預け入れた証拠金の額を上回る取引を行うことが出来ることから、場合によっては自動売買により、大きな損失が発生する可能性を有しております。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。

なお、提示されている売買システムの運用実績は、将来の運用結果を保証するものではありません。相場状況によっては、過去の運用実績を大きく下回る可能性があります。

※その他エコトレ FX に関する規約および重要事項に関しては、「エコトレ FX 利用規約」をご確認ください。

(1)～(15)のリスクは、ひまわり FX における主なリスクについて記載したのですが、これが全てのリスクとは限りません。

第2章 お取引について

店頭外国為替証拠金取引とは、証拠金を預託することにより、銀行間での店頭外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまでポジションの継続を可能にした取引をいいます。

ひまわり FX 取引ルール

ひまわり FX には2種類の取引口座があります。

- ・ひまわり FX（レギュラ一口座）…裁量取引用の口座
- ・ひまわり FX（システム口座）…自動売買専用の口座

※エコトレ FX はシステム口座で自動売買を行うための取引ツール/サービスです。

※エコトレ FX の利用にあたっては別途投資顧問契約の締結が必要となります。

特に記載のない限り、ひまわり FX（レギュラ一口座）・ひまわり FX（システム口座）に共通した取引ルールです。

ルール1 取引形態

ひまわり FX はインターネットを利用したオンライン取引とします。

ルール2 取引単位

ひまわり FX における各通貨の取引単位は当社ホームページを参照下さい。

ルール3 呼び値の最小変動幅

呼び値の最小変動幅は、0.1pip とします。（各通貨レートの最小表示桁数）

ルール4 取引証拠金

取引証拠金とは、ポジションを保有するのに必要な証拠金をいい通貨ペア毎に異なります。ひまわり FX では、取引証拠金を値洗い時（メンテナンス時間に同じ）に実勢レートに基づき、個人のお客様は証拠金率が 4%以上の金額になるように、10 円未満を切り上げて算定します。取引証拠金は、当社ホームページ又は取引システムで確認ください。

ルール5 口座資産の評価

お客様の保有するポジションについては当社の提示するレートにより適宜再評価されるものとします。

ルール 6 返還可能額・新規注文可能額

返還可能額・新規注文可能額はそれぞれ下記の通りです。

・返還可能額

口座資産から取引証拠金・評価損益（スポット損益・スワップ損益・取引手数料・助言手数料）・注文中証拠金・出金依頼額を引いた金額と口座資産のうち、どちらか小さい方の金額

・新規注文可能額

口座資産から取引証拠金・評価損益（スポット損益・スワップ損益・取引手数料・助言手数料）・注文中証拠金・出金依頼額を引いた金額

ルール 7 注文可能ロット数

新規注文可能額をベースにした通貨ペア毎の注文可能なロット数となります。

但し、即時のロスカット（ルール 2 1 参照）を回避するため、新規注文可能額と注文可能ロット数とに差異が生じる場合があります。また、1回あたりの注文可能ロット数の上限は 500 ロットとなります。

ルール 8 取引手数料

ひまわり FX にかかる取引手数料は無料です。

※エコトレ FX を利用する際には、別途投資顧問契約に基づく助言手数料が発生します。

ルール 9 スプレッド

ひまわり FX には通貨の売付価格と買付価格には差（スプレッド）があります。スプレッドは通貨ペア毎に異なり、その値は常時変動します。また当社は顧客に提示する売付価格を当社カバー先から供給される価格に応じて決定します。スプレッドについては当社ホームページを参照下さい。

ルール 10 取引対象通貨

ひまわり FX では米ドル・加ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・ニュージーランドドル・日本円等、主要各国通貨の組合せにより取引ができます。

取引対象通貨ペアについては当社ホームページを参照下さい。

ルール 11 注文形態

ひまわり FX（レギュラ一口座）では以下の注文が行えます。

●成行注文（クイックトレード） ●指値注文 ●逆指値注文 ●I F D注文 ●O C O注文 ●I F D O注文 ●トレール注文 ●ポジション集計決済(同じ通貨ペアで複数ポジションある場合、集計し決済できます。) ●途転注文 ●クイック+決済 OCO 注文

ひまわり FX(システム口座)では決済に限り以下の注文が行えます。

●成行注文（クイックトレード）

新規注文については自動売買ツールを使用しての注文のみが行え、自動売買ツールを使用しない注文は行えません。また自動売買ツールで使用する注文種類については自動売買ツールの取引画面を参照ください。

※注文内容は値動きにより制限を受けることがあります。

※取引システムの機能変更等により、注文形態の種類が変更される場合があります。

ルール 12 許容スリップ

店頭外国為替証拠金取引での取引注文では、為替レートが変動した場合、提示レートより不利なレートで成立することがあります（スリッページ）。

そのため、ひまわり FX では、成行注文にて発注したレートに対し、どの程度スリッページを許容するかを予め設定することができます。1 単位は、1pip（クロス円=0.1 錢）となります。なお、許容スリップ値を小さく設定すると、相場状況により設定値以上の変動があった場合は、発注したレートでは約定されません。また、許容スリップ値を大きく設定すると、相場状況により発注したレートから大きく乖離したレートで約定する場合があります。

ひまわり FX（システム口座）では、決済に限り手動決済（ポジションの成行決済）の発注が可能ですが、許容スリップの設定を行うことはできません。相場状況により発注時のレートから大きく乖離したレートで約定する場合があります。

ルール 13 注文の有効期限

成行注文（クイックトレード）以外の注文では、注文受付に際し有効期限の指示をしていただきます。有効期限は、当日限り（ニューヨーククローズ時間まで）・無期限・指定期限の3パターンです。無期限の注文は取消を行いうまで有効になります。

ルール 14 利用時間

(1)米国標準時間の適用期間中は月曜日午前 7 時～土曜日午前 6 時 55 分

(2)米国のサマータイム適用期間中は月曜日午前 7 時～土曜日午前 5 時 55 分

※主要海外市場が休場の場合はこの限りではありません。

※取引システムのメンテナンス時間帯（臨時メンテナンスを含む）は利用できません。

※ひまわり FX の利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

ルール 15 ロールオーバーの時間

米国標準時間の適用期間中は火曜日～土曜日の午前 6 時 55 分～午前 7 時 5 分、米国のサマータイム適用期間中は午前 5 時 55 分～午前 6 時 5 分に行われます。

※この時間は、メンテナンス時間（ルール 16）となります。

ルール 16 サービス停止（メンテナンス）時間

(1) 米国標準時間の適用期間中のサービス停止（メンテナンス）時間帯は、以下の通りです。

火曜日～金曜日 午前 6 時 55 分～午前 7 時 5 分

土曜日 午前 6 時 55 分～正午

なお、土曜日の正午～月曜日の午前 7 時までは、成行注文（クイックトレード）以外の登録は可能ですが、執行は不可とします。

(2)米国のサマータイム期間中のサービス停止（メンテナンス）時間帯は、以下の通りです。

火曜日～金曜日 午前 5 時 55 分～午前 6 時 5 分

土曜日 午前 5 時 55 分～正午

なお、土曜日の正午～月曜日の午前 7 時までは、成行注文（クイックトレード）以外の登録は可能とするが、執行は不可とします。

※ ひまわり FX のサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

※ 上記メンテナンスの他に、臨時メンテナンスを実施する場合があります。

ルール 17 スワップポイント

(1)スワップポイントとは、ポジションを決済せずにロールオーバーを行う事で 1 日ごとに発生する金利のことです。

(2)スワップポイントは金利の高い通貨を買った（低い通貨を売った）場合には受取ることができます。

金利の低い通貨を買った（高い通貨を売った）場合には支払いとなります。

(3)スワップポイントは各国の金利情勢等により変動します。

ルール 18 差金決済に伴う金銭の授受

転売又は買戻しに伴う顧客と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

(1)対円通貨ペア取引（売約定レート - 買約定レート）×取引数量 + 累積スワップポイント

(2)それ以外の通貨ペア取引（売約定レート - 買約定レート）×取引数量 × 円貨レート + 累積スワップポイント

※円貨レートとは下記例のように右側に標記される通貨の実勢売付価格のことをいいます。

（例：EUR／USDの場合、USD／JPYの実勢売付価格）

ルール 19 決済期限の繰り延べ

外国為替直物市場は取引の 2 営業日後に外貨とその対価の交換を実施します。しかし、ひまわり FX はポジションのロールオーバー（ポジションの決済日を翌日以降に繰り延べること。）を行うことで、ポジションを維持継続するので決済期限はありません。つまりお客様がポジションを決済するまで保有し続けます。また、ロールオーバーは、実質的には買い付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、顧客が受け取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。

ルール 20 有効証拠金

有効証拠金とは、口座資産に評価損益（スポット、スワップ）を加えたものから、出金依頼額を差し引いたものです。

ルール 21 注文の執行

1. 成行注文（クイックトレード）

当注文は、お客様が取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客様の注文を当社で受注した時の配信価格が、お客様の注文価格と一致するかお客様に有利な価格であった場合、当該注文価格で約定します。ただし、お客様が注文時に許容スリップを設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、受注した時の配信価格で約定します。

なお、当該設定範囲を越えてお客様に不利に変動した場合には、お客様の注文は失効しますが、当該設定範囲を越えてお客様に有利に変動した場合には当該設定範囲上限の価格で約定します。

以上の仕組みから、許容スリップを設定した場合には、お客様の注文時に画面に表示されている価格（＝注文価格）と実際の約定価格との間に差が生じる場合があり、当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。（いずれも、お客様が設定したスリッページ許容範囲以内に限定されます。）

当注文は、取引時間中のみ行うことができます。当注文は、受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えて受注した場合、お客様の注文が約定できず、失効する場合があります。

2. 指値注文

当注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該注文価格を以って約定します。（そのため約定時点の配信価格と比べて、約定価格が不利に約定する場合があります。）また、週明けやメンテナンス明けの取引開始時においても同様の仕組みで当該注文価格を以って約定するため、実勢価格から不利な方向に乖離した約定価格となり、お客様に損失が発生する場合があります。

当注文は、取引時間外に発注することも可能で、有効期限が終了するまで、上述の条件で約定するか、取り消されるまで失効しません。また、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができるとする数量を超えた場合、お客様の注文が約定できないことがあります、その場合も注文は失効せず、次に執行条件を満たしたときに、再度注文の執行を行います。

3. 逆指値注文

当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となるトリガー価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、当該配信価格で約定します。そのため実

際の約定価格は、お客様の指定したトリガー価格に比べて不利になる場合があります。当注文は、取引時間外に発注することも可能で、有効期限が終了するまで、上述の条件で約定するか、取り消されるまで失効しません。また、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えた場合、お客様の注文が約定できないことがあります、その場合も注文は失効せず、次に執行条件を満たしたときに、再度注文の執行を行います。

※エコトレFX（システム口座）の注文執行について

エコトレFX（システム口座）にて行われる注文は全て成行注文（クイックトレード）となります。

お客様が選択した売買システムにおいて、新規もしくは決済の売買シグナルが発生すると、システム口座にて成行注文（クイックトレード）を執行します。その際に、レギュラーオロ座とは異なり許容スリップの設定は無制限となっております。

複数のお客様が同一の売買シグナルを登録している場合、登録数によってはお客様の間ににおいて同じ約定価格になるとは限りません。また、売買システムの運用停止もしくは決済を実行した際に保有ポジションがある場合は、成行注文（クイックトレード）を執行します。取引時間外に運用停止もしくは決済を実行した場合は成行注文（クイックトレード）の予約注文となり、メンテナンス終了後の取引再開時に執行されます。

ルール 22 自動ロスカット

(1) ひまわりFXでは、原則1分以内の間隔で行われる時価評価により有効証拠金（ルール20参照）が、取引証拠金額を下回った場合、損失の拡大を防ぐため、お客様が保有する全てのポジションを成行注文にて決済いたします。また、その際に、未約定注文である指値注文等についても全て取消が行われます。

※ロスカット判定及び決済注文処理は、そのときの相場状況（流動性の低下、カバー先との注文状況等）や対象となるデータ量等により、必ずしも即時完了するとは限らず、判定処理及び決済処理等に遅延が生じる可能性があります。その為、ロスカット値と乖離して約定する場合があり、預託資金以上の損失が発生する可能性がございます。当社ではロスカット値を乖離した分の差額の補填及び約定値の修正等は行いません。また、ロスカット判定後に全ポジションを成行注文にて決済するため、ロスカット値及び判定値を保証するものではありません。

(2)ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。仮に証拠金の額以上の損失が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。

(3)テレビやインターネットなどの情報と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。

- (4)当社はお客様が保有しているポジションを維持継続するために、大幅な為替相場変動が発生することを考慮し、余裕を持った資金の預託をお奨めしています。
- (5)ロスカットはサービス停止時間（臨時メンテナンスも含む）には執行されません。

ルール 23 証拠金等の入金

ひまわり FX（レギュラ一口座）への証拠金等の入金について

- (1)当社への証拠金等の入金は当社が利用する金融機関への振込によるものとします。振込手数料は、原則的にお客様負担とします。
但し、クイック入金（当社取引画面より提携銀行から振込手続きを行う。）ご利用時の振込手数料は、当社負担とします。
- (2)お振込は、本人名義とさせていただきます。他人名義（異名義）にて振込まれた場合は、取引口座に反映されない場合があり、他人名義（異名義）にて振込まれた資金は、返金される場合があります。
- (3)お客様から預託を受ける証拠金は日本円のみです。有価証券等による充当はできません。
- (4)証拠金の預託先はひまわり証券株式会社です。
- ※クイック入金とは、当社取引画面より提携銀行のお客様口座からインターネットバンキングを通じて直接お振込いただくサービスで、振込手続き後、即時に取引口座へ反映いたします。
但し、手続きの途中で終了したり、タイムアウト等で正常に処理が完了しなった場合は、即時反映が行われず、反映まで2営業日程度、時間を要する場合があります。なお、クイック入金はお振込金額が5,000円未満の場合ご利用いただけません。

ひまわり FX（シストレ口座）への証拠金等の入金について

- (1)ひまわり FX（シストレ口座）への証拠金等の入金は、全てひまわり FX（レギュラー）口座からの振替によって行うものとします。

ルール 24 証拠金の出金

ひまわり FX（レギュラ一口座）からの証拠金等の出金について

- (1)預託すべき証拠金の金額を超過して預託している場合、超過している金額の全部又は一部を返還請求することができます。
- (2)当社からの証拠金の出金はご登録頂いている金融機関口座への振込みによるものとします。手数料は原則として当社にて負担します。
- (3)出金可能額は返還可能額の範囲内となります、全額出金を除く出金のご依頼につきましては、1件あたり5,000円以上とさせて頂きます。ポジションをお持ちの場合は急激な相場変動を考慮した出金をお奨めします。
- (4)出金を依頼された場合、原則として翌日（金融機関の営業日）から2営業日後までにお客様ご指定の金融機関口座に振込まれます。但し、年末年始、ゴールデンウィーク等の祝祭日については、金融機関の営業日に基づき、当社ホームページにて案内するものとします。

ひまわり FX（シストレ口座）からの証拠金等の出金について

(1)ひまわり FX（シストレ口座）からの証拠金等の出金は、全てひまわり FX（レギュラ一口座）への振替によって行うものとします。ひまわり FX（レギュラ一口座）へ振替を行った後に、ひまわり FX（レギュラ一口座）からの出金手続きを行ってください。

ルール 25 税金について

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1% を乗じた金額（利益に対して、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、マイナンバー、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、税理士等の専門家又は管轄の税務署にお問い合わせください。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

1.取引の開始

(1)本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出、もしくは電磁的方法(オンライン口座開設時)にてご承諾下さい。

(2)店頭外国為替証拠金取引口座の設定 店頭外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ当社に口座開設申込書・個人情報の提供に関する同意書を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示いただきます。

2.新規注文の指示

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、インターネットを通じ各種端末において次の事項を正確に当社に指示して下さい。

(1)取引通貨ペア

(2)売付取引又は買付取引の別

(3)注文数量

- (4)価格(指値、成行等)
- (5)注文の有効期間
- (6)その他顧客の指示によることとされている事項

3.証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。

4.決済注文の指示

当社の店頭外国為替証拠金取引は、ポジションを指定後、反対売買して決済いただきます。なお、同一の通貨組合せの売建玉(売ポジション)と買建玉(買ポジション)を同時に持つこと(「両建て」といいます。)については、お客様にとって、買付価格と売付価格の差、手数料及び証拠金を二重にご負担いただくことになること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差をご負担いただくことになる等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

5.注文をした取引の成立

注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした約定通知書をお客様に交付します。

6.消費税の取扱い

取引手数料および助言手数料に対しては消費税の対象となります。(取引手数料および助言手数料の発生が無い場合は、消費税は発生しません。)

7.未決済ポジション、証拠金等の報告

当社は、お客様に取引状況をご確認いただくため、毎日のお客様の店頭外国為替証拠金取引の未決済ポジション、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を取引システムにて提供いたします。

8.電磁的方法による交付書面の種類

お客様が電子交付等を利用できる書面等は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面等とします。

(1)取引システム

- 1) 約定取引明細
- 2) 注文履歴明細
- 3) 入出金明細
- 4) スワップ明細表

- 5) 金融商品取引年間報告書
 - 6) 金融商品取引報告書
 - 7) 月間取引報告書（未決済ポジションの部、入出金明細の部、取引明細の部）
 - 8) 証拠金残高・未決済ポジション状況
 - 9) 重要な内容の変更の通知
 - 10) その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書
- (2) 電子メール
- 1) 約定通知メール
 - 2) 入出金に係る報告書（入出金のお知らせ、受領書等）
 - 3) 重要な内容の変更の通知
 - 4) その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書
- (3) ホームページ
- 1) 店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）約款・規定集（契約締結前交付書面）
 - 2) 店頭外国為替証拠金取引（ひまわり FX）説明書（契約締結前交付書面）
 - 3) 重要な内容の変更の通知
 - 4) その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書

9.電磁的方法による交付の方法

当社からの書面の交付を電磁的方法に代えて受けることに承諾する場合は、その旨を書面または電磁的方法（オンライン口座開設時）にて同意して下さい。

前条(1)の書面は、当社の使用に係るサーバー内に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記録されている記載事項を顧客の閲覧に供する方法とします。

前条(2)の書面は、当社の使用に係るサーバーを通じて記載事項を送信し、顧客等が契約しているデータセンター等に備えられたメールサーバーに当該記載事項を記録する方法とします。

前条(3)の書面は、当社のホームページからリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法とします。

上記書面は、Portable Document Format（以下「PDF」という。）若しくは Hyper Text Markup Language（以下「HTML」という。）の形式により提供します。

電子交付等を受けるには、当社の推奨するパソコンの推奨動作環境に適合していることを前提とします。

また、PDF形式による対象書面の記載事項をご覧いただくためには、あらかじめ「Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただくことが必要です。

10.その他

当社からの通知書や報告書の内容は、必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引の概要、取引の手続き等に関するお問合せ及び苦情は、当社までご連絡ください。

本人確認書類およびマイナンバーの提出

平成 20 年 3 月 1 日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」が施行されました。この法律は特定事業者（金融機関、非金融業者、職業的専門家等）がお客様の氏名・住所及び生年月日等の確認及びお客様の取引記録を保存することで特定事業者がテロリズムの資金隠しや、マネー・ローンダリングに利用されることを防ぎ、犯罪による収益の移転防止を目的としています。 本人確認書類の種類についてはホームページにて公開しております。

平成 27 年 10 月 5 日より「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が施行されました。平成 28 年 1 月 1 日より、新たに当社とお取引されるお客様は、口座開設時にマイナンバー（個人番号・法人番号）を当社に提示していただく必要があります。マイナンバーの提示手続き等については、ホームページにて公開しております。

※ご提出いただいた本人確認書類等は、不備書類も含め返却いたしません。

本説明書は、法令の変更・監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。その改訂内容はホームページに公開するなど当社の方法によりお知らせいたします。 なお、改訂内容が、お客様の従来の権利を制限するもの、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、当社がその都度定める期日までに異議の申出を願います。期日までに申出がない場合、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a . 店頭外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b . お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c . 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法

人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)

- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不當に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ

明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が維持必要預託額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるように設定しておくことを含む。）
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

第3章 その他

区分管理について

金融商品取引業者は、金融商品取引法等に基づいてお客様からお預かりしている対象資産を信託保全することが義務付けられています。

当社では、お客様がより安心できる環境でお取引いただくため、お客様からお預かりした証拠金等の対象資金は、株式会社三井住友銀行への金銭信託による信託保全を行うことにより当社の財産とは区分して管理しています。

信託保全の対象額（区分管理必要額）は、お客様より預託を受けた証拠金に、実現損益、評価損益及びスワップ損益を加算減算した金額とし、毎営業日計算いたします。信託財産の元本評価額が区分管理必要額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に株式会社三井住友銀行に追加信託いたします。

注意事項

※信託保全は店頭外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。急激な為替の変動によりお客様が預託した資金以上の損失が発生するリスク等があります。

※店頭外国為替証拠金取引に係る証拠金の区分管理方法である信託保全は、信託保全の対象額（区分管理必要額）計算日と追加信託期限に時間差があることなどから、いかなる状況でも必ずお客様からお預かりした証拠金が全額返還されることを保証するものではありません。

※当社に万が一の事態が生じた場合には、信託口座で保管されている金銭から諸費用を控除した残りの額を、お客様のポジションを清算した後の個別顧客区分管理必要額に応じて按分した額を返還いたします。

※株式会社三井住友銀行は、当社から信託された資産の管理を行うこととなります。したがって、株式会社三井住友銀行が当社に代わってお客様に対して資金等の支払い義務を負うものではありませんので、お客様から株式会社三井住友銀行に対して証拠金等の返還を直接請求することはできません。

※当社に万が一の事態が発生し受益者代理人からお客様に資産を返還する場合、犯罪収益移転防止法に基づいてご本人確認をさせていただく必要がありますので、お客様の個人情報を受益者代理人である社外弁護士および信託先である株式会社三井住友銀行に提供することができます。

当社の概要

| | |
|-------|---|
| 商 号 等 | ひまわり証券株式会社（金融商品取引業者）関東財務局長（金商）第 150号 |
| 本店所在地 | 〒105-0022 東京都港区海岸 1-11-1 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 資 本 金 | 4,330,028,128 円 |

主な事業 金融商品取引業・投資助言業
設立年月 平成14年2月14日
連絡先 TEL: 0120-86-9686
E-Mail: forex@sec.himawari-group.co.jp

苦情受付窓口

受付時間 午前9時から午後5時まで
窓口 コンプライアンス部
受付方法 電話 03-5400-3590

苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

URL : <http://www.finmac.or.jp/>

東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 : 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

・アスク（オファー）

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買付けることができます。

・売ポジション（うりポジション）＝売建玉（うりたちぎょく）

売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

・売決済（うりけっさい）

買ポジションを手仕舞う（買ポジションを減じる）ために行う売付取引をいいます（転売）。

・買ポジション（かいポジション）＝買建玉（かいたちぎょく）

買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。

・買決済（かいけっさい）

売ポジションを手仕舞う（売ポジションを減じる）ために行う買付取引をいいます（買戻し）。

・カバー取引（カバートリヒキ）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

・逆指値注文（ぎやくさしねちゅうもん）

市場の価格が指定した値段以上になった時点で「成行」にかかる買い注文。または市場の価格が指定した値段以下になった時点で「成行」にかかる売り注文をいいます。ストップオーダー。

- ・金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣より登録を受けた者をいいます。

- ・クイックトレード

クイックトレード注文とは、「いくらでもいいから買い」「いくらでもいいから売り」という注文方法です。ただし為替取引の場合、2way プライス（Bid,Ask）で表示されているレートでの売買が原則となります。クイックトレード注文には、即座に約定する可能性が高いというメリットがあります。一般に成行注文のことです。

- ・差金決済（さきんけっさい）

取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

- ・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

- ・証拠金（しょうこきん）

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる証拠金をいいます。

- ・スプレッド

買値と売値の差。ビッド・レート（お客様のお取引できる現在の売値）とアスク・レート（お客様のお取引できる現在の買値）の差をいいます。

- ・スリッページ

逆指値注文や成行注文の際に生じる、指定レートと実際にご注文が約定したレートとの差のことをいいます。相場状況の急変等が起きた場合、このスリッページが大きくなる場合もあります。

- ・スワップポイント

各通貨の金利差に基づき算出される額をスワップポイントといいます。金利差の状況によってスワップポイントの受取り、または支払いとなります。スワップポイントによる損益額はロールオーバー取引時に確定いたします。

- ・デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が現商品の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

- ・店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

- ・店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいま

す。

- ・特定投資家（とくていとうしか）

適格機関投資家や取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が 5 億円以上であると見込まれる株式会社をいい、特定投資家向けの取引は、書面交付義務などが適用除外されます。一定の特定投資家は一般投資家に、一定の一般投資家は特定投資家に移行することを可能にしています。

- ・成行注文（なりゆきちゅうもん）

あらかじめ価格を設定しないで行う注文をいいます。

- ・値洗い（ねあらい）

毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

- ・ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売付けることができます。

- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

- ・両建て（りょうだて）

同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。お客様にとって買付価格と売付価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

- ・レバレッジ

てこの原理のことで、少ない資金で大きな取引を行なうことにより投資した資金に対する損益の比率が大きくなること、またはその倍率のことをいいます。

- ・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者がリスク管理のため、お客様の未決済ポジションを強制的に決済することをいいます。

- ・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかつた未決済ポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。

以上

平成 24 年 1 月 9 日制定

平成 24 年 2 月 27 日改定

平成 24 年 7 月 2 日改定

平成 24 年 8 月 1 日改定

平成 24 年 12 月 17 日改定

平成 25 年 1 月 18 日改定

平成 25 年 10 月 4 日改定

平成 25 年 12 月 1 日改定

平成 26 年 7 月 17 日改定

平成 26 年 11 月 3 日改定

平成 27 年 3 月 6 日改定

平成 27 年 12 月 25 日改定

平成 28 年 7 月 16 日改定

平成 28 年 12 月 22 日改定

平成 29 年 2 月 21 日改定

当社の承諾を得ず無断で複写・複製する事を禁じます。